

記者発表（資料配付）			
月／日（曜）	担当課名（室） 班名	TEL （内線）	発表者名 （担当班長名）
3月8日（月） 10：00	新産業課 新産業創造班	078-362-4157 （3663）	新産業課長 大西 利政 （新産業創造班長 棟居 泰次郎）

## 令和2年度ひょうご新商品調達認定制度の認定商品について

兵庫県では、県内中小企業者が生産・提供する新規性、独創性のある新商品・新役務を「ひょうご新商品」として認定し、新商品・新役務に信用力を付与することにより、販路開拓を支援しています。

このたび、8社8件の認定を行いましたのでお知らせします。

### 1 事業の概要

#### (1) 申請者の要件

県内に事業所を有し、新商品の生産又は新役務の提供を行う中小企業者

#### (2) 新商品・新役務の要件

以下のいずれにも該当するもの

- ・国、県等の支援施策を活用して開発したもの
- ・県の機関で購入可能かつ用途の見込まれるもの
- ・販売開始後概ね5年以内であるもの
- ・新規性、先進性、独自性が認められるもの
- ・品質、安全性の基準を満たしていること 等

#### (3) 認定による効果

認定された新商品・新役務は、地方自治法の規定に基づき、県機関が通常の競争入札制度によらない随意契約で購入可能

### 2 認定状況等

(1) 認定件数 8社8件（別添一覧表のとおり）

(2) 認定期間 令和3年3月1日から3年間